

## ■ 国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付

### 第1期の納期限は7月31日(金)です

市では年金天引きの世帯を除き、原則として口座振替による納付をお願いしています。現在、納付書で保険税を納めている方は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

## ■ 均等割額の軽減対象が拡大

所得の合計が基準以下の世帯の均等割額について、表1のとおり軽減対象が拡大しました。なお、世帯に所得税や住民税の申告をしていない方がいる場合は軽減判定がされません。

※収入がなかった場合や家族の扶養親族であった場合でも申告が必要です

### 《表1》

軽減割合	変更前	変更後
7割	基礎控除額33万円を超えない世帯(変更なし)	
5割	基礎控除額33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯
2割	基礎控除額33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯

(注) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です

## ■ 国民健康保険税の賦課限度額が引き上げ

国民健康保険税は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分からなっており、今年度の改正により医療保険分及び介護保険分の賦課限度額が右表のとおり引き上げられました。所得割の税率や均等割額、後期高齢者支援金分の賦課限度額に変更はありません。

賦課限度額	令和元年度(改正前)	令和2年度(改正後)
医療保険分	58万円	63万円
後期高齢者支援分	19万円(変更なし)	
介護保険分	16万円	17万円
合計	93万円	99万円

## ● 限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している方が、入院などで医療費が高額になることが見込まれる場合、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、医療機関へ支払う一部負担金が自己負担限度額までとなります。また、所得区分が住民税非課税世帯及び低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が減額されます。

交付要件／国民健康保険税に未納がないこと

既に認定証をお持ちの方／有効期限は7月末です。引き続き認定証が必要な方は、7月27日(月)以降に改めて申請が必要です

注意事項／所得区分を判定するため、世帯全員(16歳以上)の所得の把握が必要です。未申告の方は所得の申告をしてください。申告していない方が世帯にいると上位所得世帯と判定します

申込み／国保年金課又は両支所福祉グループ

## ■ 国民健康保険被保険者証（保険証）を更新

### 今年度から一斉更新の時期が8月1日に変わります

7月下旬までに、世帯主へ加入者全員の新しい保険証（茶色）を送付しますので、8月以降は新しい保険証を使用してください。

※職場の健康保険等に加入した方は、国民健康保険の資格喪失の手続きをしてください

## ■ 保険証と高齢受給者証が1枚に

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付している「高齢受給者証」を、8月1日から保険証と一体化し、保険証兼高齢受給者証として1枚で医療機関を受診できるようになります。

医療費の負担割合／令和2年度の住民税課税所得を基に判定しており、表2のとおりです。

なお、住民税課税所得が145万円以上であっても、表3の①～③に該当する方は申請により、④は申請不要で、表1の住民税課税所得145万円未満の負担割合

となります。申請書類についてはお問い合わせください ※高齢受給者証の該当者が2人以上いる世帯のうち、3割負担者が1人でもいる場合は、それ以外の方も3割負担となります

申込み／国保年金課又は両支所福祉グループ

《表2》

令和2年度 (令和元年中) 住民税課税所得	医療費の 自己負担割合
145万円以上	3割
145万円未満	2割

《表3》

	同一世帯の70歳以上 75歳未満の国保被保険者数	令和元年中の収入額 (④のみ総所得金額等－基礎控除額33万円)	負担割合 変更申請
①	1人	収入383万円未満	必要
②	1人	後期高齢者医療制度へ移行した方を含めた収入合計が520万円未満	必要
③	2人以上	収入合計が520万円未満	必要
④	同一世帯の70歳以上75歳未満の被保険者の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額の合計が210万円以下		不要

## ● 高額療養費支給制度



国民健康保険に加入している方が、入院などで医療費の一部負担金（自己負担分）の月額が高額になったときは、申請により自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。※対象者には受診月の約3か月後に申請案内を通知します。

自己負担限度額／年齢が70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方とは金額が異なります。また、前年の世帯の所得によっても異なります

その他／所得区分を判定するため、世帯全員（16歳以上）の所得の把握が必要です。未申告の方は所得の申告をしてください